

# 橿原市建設工事に係る事故報告マニュアル

平成 29 年 3 月  
契 約 検 査 課

本マニュアルは、橿原市が発注する建設工事（以下「工事」という。）における事故の報告について、必要な事項を定めることにより、橿原市および工事の受注者（以下、「受注者」という。）双方で迅速・適切な対応を図ることを目的とする。

## 1 受注者の事故への対応

受注者は、工事区域等で事故が発生した場合、被災者救護および二次災害の防止を第一として、別紙「対応フロー」を参考に現場において必要な措置を講じるとともに、本マニュアルに従い、報告しなければならない。

## 2 報告を要する事故の範囲

本マニュアルにおいて、報告の対象とする事故は、工事において発生した表—1（事故の分類及び報告様式）のいずれかに該当するものとする。

## 3 事故発生時の報告

### （1）速報

- ① 受注者は、事故が発生した場合、事故現場の現状保存、関係機関への通報等必要な措置を行ったうえで、直ちに電話、FAX等により監督員に連絡するとともに、速やかに事故速報（様式第1号）により工事主管課長に報告しなければならない。事故速報（様式第1号）の内容に変更または追加があった場合も同様とする。
- ② 工事主管課長は、前号の報告を受けた事故が表-2（事故レベル）に規定する「死亡等重大な事故」（以下、「レベルⅢ」という。）または「重度の事故」（以下、「レベルⅡ」という。）に該当する場合は、速やかに工事主管部長、危機管理課長および契約検査課長に報告する。なお、事故レベルが確定できない場合は、想定される上位レベルでの対応とする。
- ③ 工事主管部長は、前号による報告を受けた事故が「レベルⅢ」に該当する場合は、直ちに市長、副市長および危機管理監に報告する。

### （2）事故報告

- ① 受注者は、事故後の措置および再発防止策の検討後、速やかに事故報告書（様式2）により工事主管課長に報告しなければならない。なお、事故報告書の提出後に労働基準監督署より、命令・行政指導等を受けた場合は、速やかに、それらに関する書面の写しを提出しなければならない。
- ② 工事主管課長は、前号の報告を受けた後、事故報告書（様式2）に記載された内容について、速やかに事実関係の確認を行うものとする。
- ③ 工事主管課長は、前号の確認の後、当該事故が「レベルⅢ」または「レベルⅡ」に該当する場合は、速やかに工事主管部長、危機管理課長および契約検査課長に報告する。

- ④ 工事主管部長は、当該事故が「レベルⅢ」に該当する場合は、直ちに市長、副市長および危機管理監に報告する。
- ⑤ 契約検査課長は、第3号の報告を受けた後、当該事故が檀原市入札参加資格停止要綱別表第1に掲げる措置要件に該当すると認められる場合、またはその疑いがある場合は、檀原市契約制度審査会規程第5条に規定する建設専門部会の部会長に報告するものとする。
- ⑥ 前号に関して、契約検査課長は、工事主管課長および監督員の立会いのもと、受注者から事故に関する聴き取り調査を行うことができる。

表-1 事故の分類及び報告様式

事故の分類	事故の定義	事故レベル	事故速報(様式1)	事故報告書(様式2)	労働基準監督署への報告【参考】
(1) 労働災害	工事作業場内およびその隣接区域(以下「工事区域」という。)において、工事関係作業により、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。または資機材・土砂等輸送作業(以下「輸送作業」という。)により、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故	I~III	○	○	○
(2) もらい事故	工事区域において、工事関係者以外の第三者の行為により、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故	I	○	○	×
		II・III	○	○	○
(3) 死傷公衆災害	工事区域において、工事関係作業により、工事関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故。または輸送作業により、工事関係者以外の第三者が死亡あるいは負傷した事故	II・III	○	○	必要に応じ報告
(4) 物損公衆災害	工事区域において、工事関係作業により、第三者の資産に損害を与えた事故。または輸送作業により、第三者の資産に損害を与えた事故	I~III	○	○	
(5) その他	労働安全衛生規則第96条関係において、労働基準監督署への報告が必要な事故など(移動式クレーン、デリック及び建設用リフト等に関する事故等)	I~III	○	○	○

※ 工事作業場：工事を施工するにあたって、作業、資材等の集積または機械類の設置などの目的で、固定柵または移動柵等により周囲から明確に区分した区域をいう。

※ 隣接区域：工事作業場以外において、工事の施工上、やむを得ず工事作業場に隣接して設ける区域をいう。

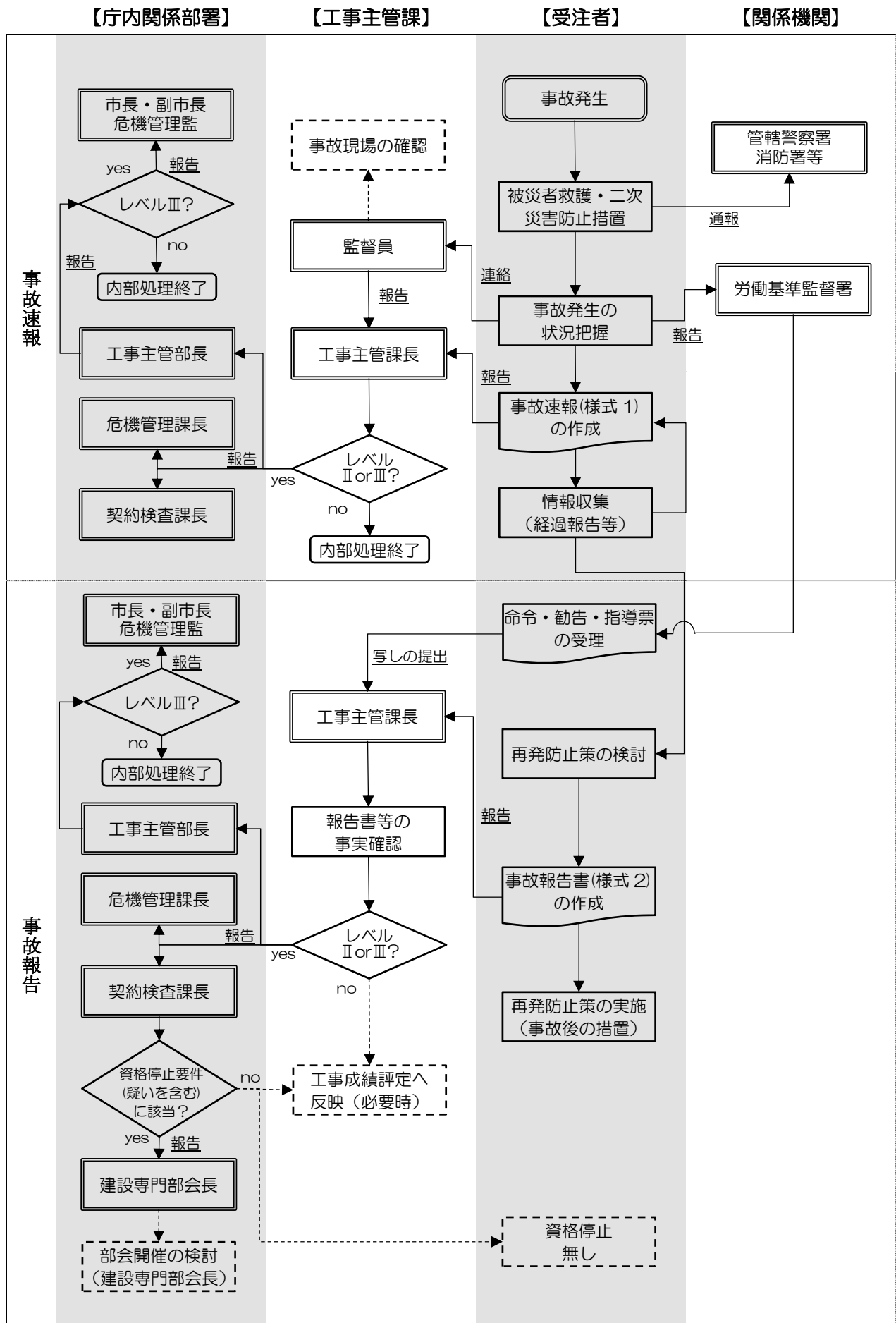
※ 輸送作業：建設発生土受入施設・資材置場等への輸送または作業を含む。

表-2 事故レベル

レベル	区分	内容	報告先		
			工事主管課長	工事主管部長 危機管理課長 契約検査課長 (建設専門部会長)	市長・副市長 危機管理監
I	軽微な事故	休業4日未満の人身災害(ただし、死傷公衆災害を除く)または物損公衆災害のうち第三者(二次被災者)の死傷に繋がる可能性が少ない、若しくは被害・影響が小さい場合など	○		
II	重度の事故	休業4日以上の人身災害(ただし、死傷公衆災害は死亡以外すべて)または物損公衆災害のうち第三者(二次被災者)の死傷に繋がる可能性が高い、若しくは被害・影響が大きい場合など	○	○	
III	死亡等 重大な事故	人身災害のうち被災者が死亡した場合、または大規模事故若しくは本市の信用に多大な悪影響を及ぼす可能性のある事故など	○	○	○

※ 休業日数：負傷・疾病による療養のため、働くことができなかった日数をいう。

# 対応フロー



※ 破線部は、本マニュアルの対象外であるため、参考として記載。